

日本版 L L P 法成立

制度調査部
吉井 一洋

夏頃にも施行か

【要約】

2005年4月27日に「有限責任事業組合契約に関する法律」が可決・成立し、5月6日に公布された。これにより、いわゆる「日本版 L L P」が導入されることになった。

改正法の施行は、2005年夏頃を予定している。

同レポートでは、日本版 L L P の概要について、Q & A 形式で解説する。

Q1：日本版 L L P とはそもそも何なのか？

A1：

日本版 L L P の正式名称は、有限責任事業組合である。L L P とは Limited Liability Partnership の略である。出資者の有限責任、内部自治原則、構成員課税といった三つの特徴を兼ね備えており、組合組織の柔軟性と株式会社の有限責任制を組み合わせた事業体といえる。このような事業体は、欧米にはあるがわが国にはなかった。そこで、経済界の要望に応えわが国にも同様の組織を導入すべく、経済産業省が中心となって昨年からの検討が開始された。2005年2月には「有限責任事業組合契約に関する法律（案）」が国会に提出され、2005年4月27日に可決成立し、5月6日に公布された。施行は2005年の夏頃を予定している。（同法附則第1条では、公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）。

Q2：株式会社や組合と比べ、どのような特徴があるか？

A2：（図表1及び図表2参照）

Q1で述べた3つの特徴に沿って説明すると、まず、は出資者である組合員が、L L P の債務について、出資額の範囲までしか責任を負わないということである。民法上の任意組合では、組合員は組合の債務について上限無しに責任を負う。これに対し、L L P は、株式会社や有限会社と同じく出資者（組合員）のリスクが出資額に限定されている。ただし、債権者保護のため、金銭その他の財産による出資時点での全額払込みが求められている。任意組合とは異なり、労務などによる出資は認められない。その他、組合契約の登記や名称に「有限責任事業組合」を入れることを義務づける、財務諸表の作成・備置を義務づけ、債権者が財務諸表と組合契約書の閲覧・謄写の請求を営業時間中いつでもできることとする、組合員への分配に制限を設ける、第三者に対する組合員の損害賠償責任を定める等、取引相手や債権者の保護のための規定が設けられている。

は組合としての L L P の特徴を反映したものである。L L P では、組合員全員が業務執行権を持ち、事業の運営に関与する。株式会社と異なり所有と経営が分離していないため、取締役や監査役などの経営者を監視する機関の設置は強制されておらず、運営方法は自由に決めることができる。



利益・損失の分配なども、出資額の多寡に関係なく、当事者間で自由に決めることができる。その一方で、組合員の持分譲渡には組合員全員の承認を必要とするなど、組合員の変動を制限している。

も組合としての特徴を反映したものである。会社の場合は、法人格を持つため会社の所得に法人税が課税され、さらに配当を受け取った株主・出資者の段階で課税されるという配当二重課税の問題が生じる。しかし、LLPには法人格は無いため、LLPに生じた所得には法人税は課されず、組合員の所得として課税される。(図表1参照)

図表1 構成員課税(パス・スルー課税)とは



LLP段階と社員の段階の二重課税を回避

- 1 LLPでの法人税課税は
- 2 組合員の所得として課税

利益のみならず、損失も出資者に配分(出資額を限度)

LLP段階の実現所得は無分配でも組合員段階で課税

法人格が無いため、LLP自体が取引の主体となることはできない。しかし、LLPの業務執行者名義では取引できる他、LLPの財産の安定性を維持するための各種の措置が設けられている。

図表2 LLPと組合、株式会社、LLCとの比較

	LLP	組合	株式会社	LLC
有限責任		×		
内部自治			×	
構成員課税			×	×
権利主体		()		

は当該特徴を有する、×は有しない、は一部有する。

Q3 : LLPはどのような事業展開に適しているのか?

A3 :

LLPには、(1)有限責任であり、かつ、LLP段階での損失を出資者の所得と通算できる、(2)出資額にかかわらず、ノウハウ、スキルや研究成果の提供、リスク負担能力などに応じた利益・損失の分配ができるといったメリットがある。そのため、新規事業の立上げや、資金力のある企業と資金はないがスキル等を持つ個人・中小企業・大学の共同事業などに適している。例えば、ソフトウェアの共同開発、コンテンツや映画の製作、ベンチャービジネス、研究開発の促進などへの活用が期待されている。

Q4 : LLCという会社組織もできるそうだが、どういうものなのか?

A4 :

LLC(合同会社)は、Limited Liability Companyの略である。会社法現代化のための改正商法

案(2006 年度から適用見込み)に盛り込まれた新しい事業体である。有限責任である、組織の運営を自由に決められるといった点は LLP と同じだが、法人格を持つため法人税が課される。むしろ、LLC に構成員課税が適用される見込みが立たないため、LLP が導入されたという側面がある。ただし、法人格を持つため、取引の主体になりえるというメリットはある。(図表 2 参照)

Q 5 : LLP のスタートに向け、懸念されている事項はあるか？**A 5 :**

LLP への出資比率と異なる利益・損失の分配が、税務上、どの程度認められるかが問題である。細部は今後検討されるが、利益・損失の配分方法があまりに制約された場合、LLP が活用されなくなる可能性がある。